

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課（室）名
・ 指定管理者の指定		観 光 振 興 課
・ 道路の供用開始		道 路 維 持 課
・ 港湾施設の概要		港 湾 課
◎ 公 告		
・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見		経 営 支 援 課
・ 測量の実施（3件）		建 設 企 画 課
・ 測量の終了（2件）		〃

告 示

長崎県告示第1号

長崎県伊王島リゾート公園条例（平成元年長崎県条例第15号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県伊王島リゾート公園	長崎市伊王島町1丁目甲3277番地7 株式会社 KPG HOTEL&RESORT 代表取締役 加藤 友康	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

長崎県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市有福町90番4地先から 佐世保市有福町90番6地先まで	令和2年1月7日

長崎県告示第3号

長崎県管理港湾長崎港において次のように港湾施設の概要について、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する第12条第5項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、長崎県土木部港湾課及び長崎振興局長崎港湾漁港事務所に備え置く。

令和2年1月7日

長崎港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道

港湾名	種 類		位 置	数量及び能力
	施設名	名 称		
長崎港	野積場	小ヶ倉埠頭野積場	長崎市小ヶ倉町3丁目 地先	面積 22,410m ²

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大村店
長崎県大村市古賀島町435番1 外
- 届出の概要
 - ①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市 平間町	令和2年1月6日から 令和2年3月26日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局

長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市 小浜町	令和元年12月27日から 令和2年3月27日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市の一部（小野・長田地区外）	令和2年1月6日から 令和2年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、杵岐振興局長から公共測量（木田地区地形図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
杵岐市 郷ノ浦町	令和元年12月9日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、対馬振興局長から公共測量（基準点測量、地形測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年1月7日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
対馬市 上対馬町 豊	令和元年12月5日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田宏
弥ト
プリント